

第19回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金） 午後2時00分から午後3時05分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室

3. 出席委員（8名）

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
9番委員	池端	祥久

4. 欠席委員（1名）

8番委員 松山 規子

5. 議事日程

審議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号	農地所有適格法人の要件確認について

報告事項

報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号	農地法第18条の規定による許可申請について
報告第5号	非農地証明について
報告第6号	非農地扱いについて（国土調査分）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	堀江	陽子
職 員	福浦	忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第19回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、7番委員と9番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、3件の申請がございます。
 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

 1番は、市街化区域内の借受け耕作地を取得される申請でございます。併せて解約が提出されております。

 2番は、所有者のいどこである〇〇さんが、長年実質的な管理をされていたもので、この度、周辺の山林、宅地等をまとめて贈与されるにあたり、農地1筆があったことによる申請です。新規農家となることから営農計画書を提出いただき、山あいであるため果樹栽培を計画する申請でございます。

 3番は、〇〇さんの所有する田の転用計画を進める中で、北側にある〇〇さん田への進入路がなくなってしまうことから、進入路を分筆し贈与でまとめたものでございます。併せて、解約と5条転用が提出されておりますので後ほど報告の中で説明致します。

 3件共に各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。

1 番案件は 8 番委員の担当区域でございますが 6 番委員にお願いしたいと思
います。

6 番委員 はい。譲受人の〇〇さんは、大牟田南部地区で数少ない若手の農業者というこ
とで、イチゴと米をやっておられ、きちんとした仕事が出来ている方なので全く
問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。
続きまして 2 番案件を 4 番委員、お願い致します。

2 番委員 はい。実質的に管理もされていたようで、市内居住者が所有され果樹を植え管
理をされるということなので、現状より農地としての管理が期待されるため問題
はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。
次に 3 番案件は、担当が私ですので意見を述べたいと思います。
申請地は私が耕作させて頂いていた田んぼで、隣の〇〇さんの農地も通路がな
い中間田であるため、稲刈りや田植えで気を遣う農地です。〇〇さんからは市街
化区域であることから税金が高いということで何とか手放せないかと私も相談を
受けていたところですが、贈与税との関係で破談となり、今回は業者との話でま
とまったようです。双方とも良かった良かったとのことなので問題ないと思いま
す。以上です。

議長 審議に入ります。それぞれについて意見なりご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
1 番案件に賛成の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で 1 番案件は許可することに決定します。

議長 続きまして 2 番案件に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で 2 番案件は許可することに決定します。

議長 3 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で 3 番案件は許可することに決定します。

以上で議案第1号を終わり議案第2号に入ります。

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

- 議長 このことについては、33件の申請があります。
- なお、33番は、3番委員に関するもので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事参与ができないため、その際は退席願います。
- まず1番から32番までの説明を事務局からお願いします。
- 事務局 はい。案件が多いため、新規のものを中心に説明させていただきます。
- 1番から11番までは利用権制度廃止に伴う貸借期間の変更申請でございます。
- 12番は、〇〇さんの規模縮小に伴い、後に〇〇さん耕作にまとまったものでございます。
- 13・14番は、〇〇さん離農により、後の耕作者として〇〇さんにまとまったものでございます。
- 15番から21番までと23番は、利用権制度廃止に伴う貸借期間の変更申請でございます。
- 22番は草刈り作業のみを頼まれていた農地の貸借がまとまったものでございます。
- 24番から26番までは、〇〇さんが規模縮小で減らされた農地について〇〇さんとの貸借がまとまったものでございます。
- 27番も草刈り作業のみを頼まれていた農地の貸借がまとまったものでございます。
- 28番29番は、利用権制度廃止に伴う貸借期間の変更申請でございます。
- 30番は、新規就農者〇〇さんのブドウ栽培での申請でございます。営農計画書を提出いただいております。
- 31番32番は、耕作者不在となっていた農地を近隣耕作者である〇〇さんとの貸借がまとまったものでございます。
- 以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
- 何か皆さんからご質問ご意見ございませんでしょうか。
- （発言者なし）
- 議長 無いようですので審議を終わり採決に入ります。
- この議案第2号は、一括採決としたいと思います。よろしいでしょうか。
- 各委員 はい。

ないのでしょうか。

事務局 失礼致しました。総会資料の右上日付の年を6年から7年に訂正をお願い致します。

議長 よろしいですか。

4番委員 はい。

議長 他にございませんか。

9番委員 要件2の事業内容で売上高の過半であることとありますが、報告書の農業と農業外の合算ということで良いのでしょうか。

事務局 はい。そうです。項目合算の2分の1を超えていれば大丈夫ということでございます。

議長 よろしいですか。

9番委員 はい。

議長 他にございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、採決に入りたいと思います。

法人要件を満たしていることに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で要件を満たしていることに決定します。

次の報告に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。川の堤防を降りていく道が狭いため、河川管理者である県土整備事務所と協議され、許可を受けた上での通路建設に伴う転用届でございます。以上です。

7番委員 目的に農業用耕作通路とありますが、登記地目でそういうのがあるのでしょうか。

か。

事務局 こちらは申請があった転用目的をそのまま記載しているものでございます。

7 番委員 私有地として通れなくなるのでしょうか。

事務局 河川敷の既存通路を広げられるもので、受理書交付の際に行政書士へ通行可能
と思っておりますが、通行できない場合はご連絡頂くようお願いしており、現在
まで連絡はあっておりませんので可能かと思えます。

7 番委員 はい。

議長 何かご質問はございませんか。

9 番委員 この耕作通路は転用となっておりますが、先ほどの 1 号の 3 条申請で農業用通路
とありましたが違いは何でしょうか。

事務局 はい。こちらの転用は、田だったところに土を入れスロープ上の道となり、作
物栽培は出来ない状態となるための転用でございます。

先ほどの 3 条申請のものについては、田の状態のまま分筆をされ土を入れるこ
となく通路部分として残り活用されるものですが、高さも変わらず見た目は田の
ままで、稲を植えようと思えば植えられる状態のため農地としての権利移転でご
ざいます。

9 番委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第 1 号を終わります。次に、

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 1 番は、お寺の駐車場整備のための転用でございます。

2 番は、住宅兼事務所を購入されて隣接する畑に小規模太陽光パネル設置での
転用でございます。

3 番は、4 区画の宅地分譲のための転用でございます。

4 番は、事務所兼倉庫建設の転用でございます。以上です。

議長 このことについて何かご質問はございませんか。
 (発言者なし)
 無いようですので報告第 2 号を終わります。次に、

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。3 条取得申請と残存小作地の耕作者変更に伴う解約であるため、後の耕作者不在のものはございません。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。
 (発言者なし)
 無いようですので報告第 3 号を終わります。次に、

報告第 4 号 農地法第 18 条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。全て耕作者変更や利用権廃止での切替え解約でございます。
 このため、後の耕作者が決まっていないものはございません。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。
 (発言者なし)
 無いようですので、報告第 4 号を終わります。

報告第 5 号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。全て市街化区域内のもので売買等のための登記地目整理が目的でございます。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。
 (発言者なし)
 無いようですので、報告第 5 号を終わります。

報告第6号 非農地扱いについて

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。いわゆる国土調査での現地確認が実施され、変更予定の農地関連について事前協議がございました。全て市街化区域内のもので問題ないとの回答結果を報告するものでございます。

なお、判断に疑念があるものにつきましては、担当地区委員に現地確認をお願いし判断頂く対応としております。

この後、記載の内容で縦覧が実施され、特段の申出がなければ登記が変更される予定でございます。以上です。

6番委員 国土調査は実施されているのですか。

事務局 今回の確認地は沿岸道路を下りた早米来町などの市の沿岸南部となっております。これとは別に昨年夏には線路を東に越えた藤田町周辺で現地調査が実施されており、そちらについては来年辺りに確認依頼があると思われます。

6番委員 市全部をするんですか。

事務局 構想としては、市中央を南から北に向かい、その後、山手を北から南へ向かうと聞いておりますが、相当時間を要するようです。

議長 他にございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、報告第6号を終わります。

議長 これをもちまして第19回総会を終了いたします。

閉会

以上